

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
25年 第2号	25.3.4	<p>家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止をを求める意見書」採択についての請願</p> <p>全事業所の90%を占めるといわれている中小業者は、一昨年の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故後の風評被害等で苦悩する中、地域経済の担い手として、地元の発展に貢献しようと頑張っている。その中小業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていない。</p> <p>家族従業者の働き分は事業主の所得となり、最低賃金にも満たない配偶者86万円、家族50万円が控除されるのみである。税法上は、青色申告にすれば、給料を経費にできるが、国税通則法の改変により、白色申告者にも記帳義務が課せられ、青色と白色の棲み分け自体が形骸化されてきている。その様な情勢の変化の中でも、「同じ労働に対して、申告の仕方でも働き分を認めない制度」に国連の女性差別撤廃委員会からも異議が出されている。</p> <p>一人ひとりの人権を認めない封建的な『家制度』の名残である所得税法56条は、早急に廃止すべきと全国で360余の自治体が国に意見書を上げている。</p> <p>世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価している。国会でも経済産業大臣、財務大臣が廃止に向け検討を始めたと答弁しており、税法上、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも早急な廃止が世論となってきた。</p> <p>3月議会において、主旨を十分に理解頂き、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出する採択をするよう、願います。</p>	<p>茨城県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 岡田 志乃婦</p>	大 内 久美子	防災環境 商工	不採択